

【第7回新城南部企業団地産廃対策会議(H27.2.16)の概要】

【議題】

1. タナカ興業の産廃対策会議に対する考え（資料なし口頭で）

・以下、社長の言葉として伝えた。

- ① 「反対運動が起きている状況で、質問に対する回答、事業の説明、住民との話し合いはできない。」
- ② 「のぼり旗や看板を片付けたなら、説明や話し合いに応じてよい。」
- ③ 「悪臭や騒音など、公害で迷惑を掛けることがあるなら、改善に最善を尽くす。」「特に臭いと飛散は防止に配慮する。」
- ④ 「市と市議会との話し合いには応じる。」
- ⑤ 「事務所棟の建築図面等は、確認が下りたら提出する。」
- ⑥ 「工場は予定どおり、5月末に完了予定。県の確認が済めば、市と市議会には公開します。」

・以下、会議メンバーの質問・意見等。

- ① 説明をしないのは不良企業。住民が最初から反対なのは分かっていたはず。今まで取ってきた態度はポーズか、本性が現れた。
- ② これに対する市や議会の考えは。
- ③ 質問ばかりでは話し合いにならない。環境保全協定に持っていけるのか。
- ④ 環境保全協定は二の次。質問への回答が先。
- ⑤ 議会が質問した時は来たが、回答は不十分だった。再質問や呼び出しはしなかったのか。議会の対応は。
- ⑥ 県の審査は、内容をよく見ないのでは。市からそのことに申し入れはするのか。
- ⑦ 負圧構造か確認できていない。
- ⑧ 堆肥が完熟ではない。
- ⑨ 本来は住民説明会をするべき。質問ばかりではどうしようもない。
- ⑩ 回答がなくて、環境保全協定は結べない。
- ⑪ 市長が不良企業として断固糾弾すべき。
- ⑫ 臭気指数は現状が10、それを維持させるべき。
- ⑬ 我々も威圧的な態度では話にならない。このまま操業すれば最悪の状態になる。
- ⑭ 回答がない。説明をしない。このことを県へ伝えること。
- ⑮ 産業廃棄物等対策委員は、どうなっている。
- ⑯ 回答について、期限を切って再依頼すべき。
- ⑰ 住民を敵に回したら怖いということを教えてやる。
- ⑱ まず、話し合いのテーブルについてもらう必要がある。
- ⑲ そもそも産廃対策会議は反対の立場。それを承知でいたはず。

- ⑳ 許可の前に最新の書類（申請書の差し替えや付属資料の追加後のもの、完工予定図面等）の提示を強く求めること。

2. 今後の対応

・市と市議会に対応することを伝える。（資料なし口頭で）

- ① 市と市議会は、引き続き、質問に対する回答を求めている。
- ② 愛知県には、市で、審査の状況などを確認する。
- ③ 市民の会には、市議会経済建設委員会で、今後の協力について確認する。

3. 砒素に係る調査

：土壌調査比較表について（市が説明）

・表は、県、田原市、施肥した農業法人から確認したもの。市民の会のものは確認していない。今後、不明点があるので、確認したい。

⇒市民の会代表山本氏が傍聴席から意見を述べることを要求し、認められ、資料を訂正することにした。

4. 施肥先や同業他社の視察状況

：田原市、農業法人、環境テクシス（豊川市）、大地（岐阜県瑞浪市）についての視察等の報告（市議会＋委員が説明）

【土壌肥料等調査比較表】

※実施されたものから砒素に関する項目を抽出して比較したもの

H27.2.19

項目等	市民の会	愛知県	田原市	株) マーコ	有) タナカ興業
調査対象地	田原市 ①和地町 ②和地町 ③和地町	田原市和地町	田原市和地町・ 小中山町・福江町 他	田原市和地町	
調査地点数	①1 ②1 ③6+※1	6	21	3	
調査年月日	①H26.8 (採取) H26.9.1 (含有量試験) ②H26.9.23 (採取) H26.10.1 (溶出試験) ③H26.11.8 (採取) H26.11.28 (溶出試験)	H26.10.15	H26.10.28～30	H26.10.17	H25.7.18 H25.11.21 H26.3.17 H26.6.24
調査種類	肥料を施肥した農地から ①土壌含有量 ②土壌溶出量 ③土壌溶出量	土壌溶出量・ 土壌含有量	土壌溶出量・ 土壌含有量	肥料	汚泥発酵肥料
採取方法	表土1地点1試料	土壌汚染対策法に基づくもの ※1地点6検体で、農地の地表から深さ5cmまでの土壌と地表から深さ5cmから50cmまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合して1試料とした。	土壌汚染対策法に基づくもの ※各農地の5地点の上層と50cm下の土壌を採取して等量混合して1試料とした。		

項目等	市民の会	愛知県	田原市	株) マーコ	有) タナカ興業
試験方法	土壌汚染対策法に基づくもの	土壌汚染対策法に基づくもの	土壌汚染対策法に基づくもの	農林水産省農業環境技術研究所「肥料分析法」 ※原子吸光測光法	※ジエチルジチオカルバミド酸銀吸光光度法 ※水酸化物発生原子吸光法
調査結果 ①土壌溶出量 (0.01mg/l以下)	② <u>0.052</u> ③0.005~ <u>0.045</u> ※ <u>0.052</u>	ND (5か所) 0.010 (1か所)	0.005 未満		
調査結果 ②土壌含有量 (150mg/kg 以下)	①2.0	1.1~1.8	0.5 未満・ 0.6~3.4		
調査結果 ③汚泥発酵肥料 (0.005%以下)				0.00023~0.00066	0.0005 未満 (5mg/kg)
採取実施者	市民の会	愛知県	株) 東海分析化学研究所	財) 日本食品分析センター	株) コーシンサービス
採取立会者	①②なし ③地権者	マーコ・田原市・ 中日新聞社	マーコ・田原市・ 愛知県・中日新聞社	田原市・中日新聞社	不明
分析実施者	環境調査会社	愛知県 (環境調査センター)	株) 東海分析化学研究所	財) 日本食品分析センター	株) コーシンサービス
計量証明者	環境調査会社		株) 東海分析化学研究所		

・土壌溶出量：土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量

①土壌溶出量基準：汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定

・土壌含有量：土壌に含まれる特定有害物質の量

②土壌含有量基準：汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定

【参考】

土壌汚染対策法施行規則第6条

3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取すること。

二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

二 前号の規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。